

## 2019年度 第2回県議会定例会議反対討論（要旨）

2019年6月28日

たいら行雄

みなさん、おはようございます。

私は、共産党県議団として、提案されました18件の議案のうち、13件に賛成し、反対する5件についてと、請願・陳情の委員会審査結果に反対するものうち、主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第64号「鹿児島県名誉県民の選定について同意を求める件」についてであります。

この件につきましては、昨年の12月議会において「県民の日」が提案され、今年の3月議会において承認されました。

これを受けて、わが県初の名誉県民として「稲盛和夫氏」を選定するとの提案ですが、京セラの創設者としての稲盛氏については、学術的功績を称える「京都賞」の創設や、わが県への国際交流センター開設のための寄付など、これまでの貢献については一定評価するものです。しかしながら、2010年12月31日、稲盛氏が日本航空会長の頃、経営再建の名のもと、165名のパイロットおよびCAについて、必要のない『整理解雇』を行った事実については、社会的責任の観点も踏まえ、到底許されるものではありません。

当時、日本航空は史上最高の営業利益を挙げており、解雇によるコスト削減は、当時の年間営業費用の僅か0.13%と、解雇に必要な合理的理由は全くなく、許されないものであったことは明白でした。こうしたなか、2016年9月23日には、日本航空の管財人による「不当労働行為」を認定する最高裁決定も出されました。

あれから9年、「整理解雇の撤回」と「職場復帰」を求める争議は、現在も続いています。

このように争議が長期にわたっている背景には、稲盛氏をはじめとする、当時の経営陣も含めたすべての関係者が、解決に向けた誠意ある対応を行ってこなかったことが大きく関わっています。

私は、これまで35年余り労働組合の役員として、労働者の生活と権利を守

るために、常に全力を挙げて汗をかいてきました。こうした自分自身のバックボーンに照らして考え、いま裁判でたたかっている労働者、そしてその家族方々の生活に思いを馳せたとき、今回の提案を素直に認めるわけにはいきません。したがって、こうした社会的要素も踏まえ、総合的に判断したうえで反対するものです。

次に、議案第66号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」については、5つの部局に係る手数料の引き上げ提案です。

いま、長期にわたるデフレ不況のもとで、県民生活は苦しさを増しています。こうしたなか政府は、国民の多くが反対する消費税10%への増税を、この10月にも強行しようとしており、仮に予定通りに施行されれば、新たに5兆円規模の増税が行われることとなります。しかも、消費税は逆進性が強い税制であり、県民所得の低い、わが県民にとっては、全国の何処よりも税負担が重くのみしかかってきます。このように、県民生活が一層厳しさを増す状況のもとにおいて、各種手数料を引き上げるならば、少なくともこれらに関わる県民や中小業者にとっては、マイナスの影響を受けることは明らかです。したがって、このような最悪のタイミングでの各種手数料の引き上げには反対です。

続いて、議案第69号「鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例制定の件」につきましては、国際交流センターの設置そのものについて反対するものではありませんが、当センターの管理について、労働者の身分や労働条件が曖昧となる「指定管理者制度」について反対するものであり、改めて「県直営」での管理運営を強く求めるものです。

次に、議案第70号「鹿児島県森林環境譲与税基金条例制定の件」については、そもそも、新たに2024年度から開始される「森林環境譲与税」に反対です。その理由は、①住民税に年額1000円を均等割りで上乘せして新たに課税するものであり、逆進性が強く、低所得者の負担をさらに強める税制であること。②譲与基準の人口指標の割合が3割とされ、人口の多い都市部に多額の譲与税が配分されること。③国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を、国民個人にのみ押し付けるものであること、などの問題があるからです。

また、現在でも「森林環境税」が徴収されており、このままでは、事実上の2重課税に当たるとはならないかとの疑問も生じます。

したがって、これらの理由から、新たな「森林環境譲与税」の徴収を前提とした、基金の創設に反対するものです。

次に、議案第72号「鹿児島県道路公社の有料道路事業に係る国土交通大臣の許可事項の一部変更に同意することについて決議を求める件」については、県道指宿鹿児島インター線（いわゆる「指宿スカイライン」）の料金改定の提案であります。その内容は、利用者の少ないⅡ期区間の料金は、車種に関係なく一律100円となり、最大で2170円も引き下げられる一方で、利用者の多いⅢ期区間については、ETCを利用しない場合、すべての車種で10～20円の引き上げというものです。

しかも、軽自動車を除く車種においては、2年連続の料金引き上げとなります。また、ETCを利用する場合でも、普通車を除く車種で10～20円の料金引き上げとなります。

このように、今回の提案は、平等性を欠いたものであり、「取れるところからは、取ってやろう」との意図が垣間見える、問題ある提案と言わざるを得ません。

そもそも、今回の提案は、三反園知事が公約として掲げられている「指宿スカイラインの無料化」にも反するものであり、公約に照らして考えるならば、現時点において無料にはできないものの、せめてⅡ期、Ⅲ期の両区間とも、料金の引き下げを行うことが、当たり前前の提案ではないでしょうか。三反園知事、県民との公約をきちんと守ることは、政治家としての最低限のルールであり、真っ先に取り組むべき課題なのではないですか。ましてや、県のリーダーである知事であれば猶更のことです。

したがって、これらの事実を鑑み、この議案について反対するものです。

続いて、陳情第1001号「川内原発のテロ対策施設について」は、これまでに国内では経験も実績もない「特定重大事故等対処施設」の建設に際しては、格段の注意を払う必要があります。

こうしたなか九州電力は、今年4月に原子力規制委員会に対し、施設の完成

に向けた工期が遅れることから、設置期限の延長を求めましたが、同委員会は認めませんでした。これに対し九州電力は、工期の遅れが直接経営に影響することから「早期完成に向けて最大限の努力を継続していく」と述べています。しかし、最大限の努力が必要なのは「安全性の確保」であり、経営を優先するあまり、そのことが二の次になってしまつてはなりません。

したがつて、九州電力に対して、これまで以上に「安全性の確保」に留意するよう求める観点から、陳情の内容について要請することは極めて重要であり、委員会審査結果では「不採択」となっていますが、採択すべきと考えます。

一方、陳情第1002号「原発事故時の車両の避難に対する火山灰の影響について」は、阿蘇山、霧島連山、そして桜島など、活発な火山活動を続ける山々に取り囲まれている川内原発は、国内の他の原発と比較しても、最も危険で特異な環境に立地していると言つても過言ではありません。

このことを十分に考慮したうえで、今後の火山活動を注視しながら、万が一に備えることは当然です。こうした状況のもと、県原子力安全・避難計画等防災委員会の中でも、火山灰の影響についてきちんと検証することを求める意見も出されており、陳情内容に即して調査することは当然です。

したがつて、委員会審査結果では「不採択」となっていますが、採択すべきと考えます。

次に、陳情第3003号「再生可能エネルギーの出力抑制について」は、国内の電力会社の先陣を切つて、九州電力は昨年10月に再生可能エネルギー（具体的には太陽光発電）の出力抑制を強行し、その回数は、現在までに56回にも及んでいます。このことによつて、売電目的で事業を展開している県内の大手業者からも、「これでは事業が成り立たない」と、悲痛な叫びが上がっています。

そもそも、電力の出力抑制を引き起こす根本的理由は、原発の再稼働によるものであることは明らかであり、原発を動かし続ける限りにおいては、今後出力抑制は行われます。三反園知事は、『脱原発』を公約に掲げられ、機会あるごとに「再生可能エネルギーの推進によつて原発に頼らない社会を築き上げることが、私の『脱原発』です」と発言されていますが、このような再生可能

エネルギーの出力抑制は、三反園知事の『脱原発』の考えとは真逆の対応ではないでしょうか。

こうした状況を踏まえ、できるだけ早く『脱原発』を実現するためにも、九州電力に対して毅然とした態度で、今後は再生可能エネルギーの出力抑制を行わないよう要請することが必要であり、委員会審査結果では「不採択」となっていますが、採択すべきと考えます。

最後に、陳情第2001号及び第2002号の「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求める陳情については、2018年4月1日、農業の国際競争力の強化の名のもと、「主要農産物種子法」（いわゆる種子法）が廃止され、これまでの国や都道府県の種子に対する公的役割が後退し、このままでは、この分野に、外資系も含め、大手民間企業が参入してくることは間違いありません。

とりわけ、農業を基幹産業とするわが県においては、主要農産物の自給を維持し、産地の特性を生かした安心・安全の農産物を安定的に供給していくことは極めて重要な課題であり、それを実践していくためには、これ以上国に頼ることなく、県が主体的に貴重な財産ともいべき種子を守っていくことが必要です。そして、間違っても遺伝子組み換えなどを手掛ける外資系企業による「種子の独占」などの弊害を招かないためにも、一刻も早く「主要農産物種子条例」を制定することは重要であり、委員会審査結果では、「継続」となっていますが、採択すべきと主張させていただきます。

以上、2019年度、第2回県議会定例会議におきましての反対討論を終わります。